

台風時における生徒の登校について

★生徒が登校する以前に、名古屋地方気象台から「暴風警報」が発令されている場合

暴風警報 東三河南部（豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市）

(1) 始業時刻 2 時間前（6 時 4 0 分）までに、「暴風警報」が解除された場合

平常どおり授業を行う。

(2) 6 時 4 0 分～1 1 時 0 0 分に「暴風警報」が解除された場合

解除後 2 時間を経て授業を開始する。

(3) 午前 1 1 時以降に「暴風警報」が解除された場合

授業は行わない。（授業日数から除く）

	暴風警報が解除された時間	授業の開始時間
(1)	6 時 4 0 分以前 （始業時刻の 2 時間前）	平常どおり授業を行う。
(2)	6 時 4 0 分～1 1 時 0 0 分	解除後 2 時間を経て授業を開始する
(3)	1 1 時 0 0 分以降	授業は行わない（授業日数から除く）

◎なお「特別警報」が発令された場合は、ただちに命を守る行動をとる。

★生徒が登校する以前に、名古屋地方気象台から「特別警報」が発令されている場合

特別警報 東三河南部（豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市）

(1) 授業は行なわず、休業とする。

(2) 特別警報がその日のうちに解除された場合も、授業を行わない。

(3) 解除後の授業の開始については、緊急連絡網にて連絡する。（この場合でも、登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。）

※ 1 生徒手帳に、「台風や大地震の時の登下校について」が記載されているので、よく読んでおくこと。

※ 2 東三河南部以外に警報が発令されている場合、その地区の生徒も上記と同様とする。